

税務課からのお知らせ

**確定申告は
3月15日(木)まで!**

確定申告の会場を各地域で設けています。(表参照)
期限が近づくと大変込み合いますので、早めに申告してください。

申告会場	受付日時	
役場分庁舎	3/2(金)・5(月)・6(火)・12(月)・15(木)	9時~17時15分
役場本庁舎 住民ホール	3/10(土)・11(日)	9時~16時
宮城野公民館	3/1(木)・13(火)・14(水)	
仙石原文化センター	3/8(木)・9(金)	
箱根出張所	3/7(水)	

これらの会場で申告できない場合は、小田原税務署で申告することができます。
申告書は、国税庁ホームページ
(http://www.nta.go.jp)「確定申告書等作成コーナー」でも作成できます。

**原付バイクや四輪の
軽自動車などの廃車、
名義変更は届け出を**

軽自動車税は、毎年4月1日現在で、原付バイクや四輪の軽自動車などの保管場所がある市町村から課税されます。
これらを廃車や名義変更した場合、または、町外に転出してその保管場所が変更になった場合は、それぞれの届け出先で必ず手続きをしてください。

車種	届け出先
排気量125cc以下の原動機付き自転車・小型特殊自動車	税務課(税制班) ☎85-7750
排気量125ccを超える二輪車	湘南自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2038
三輪・四輪の軽自動車(排気量660cc以下)	軽自動車検査協会湘南支社 ☎0463-54-8825

他市町村ナンバープレートの原付バイクを町内で所有している方へ

原付バイクのナンバープレートは、その保管場所のある市町村で交付を受けるように定められていますので、箱根町のナンバープレートに変更する手続きを行ってください。
照会先 税務課 ☎85-7750



東日本大震災義援金受け付け中

東日本大震災の被害が、甚大かつ広範囲に及んでいることから、被災した方々への援助の一環として、町内各施設に募金箱を設置し、義援金を受け付けていますので、引き続き皆さんの温かい支援とご協力をお願いします。
義援金については、順次日本赤十字社を通じて被災地に送っています。
多くの皆さんの温かい気持ちに感謝しています。
受付期間 3月31日(出)まで
義援金受付状況 2月1日現在8,263万6,961円
照会先 健康福祉課 ☎85-7790

高額な外来診療を受ける皆さんへ

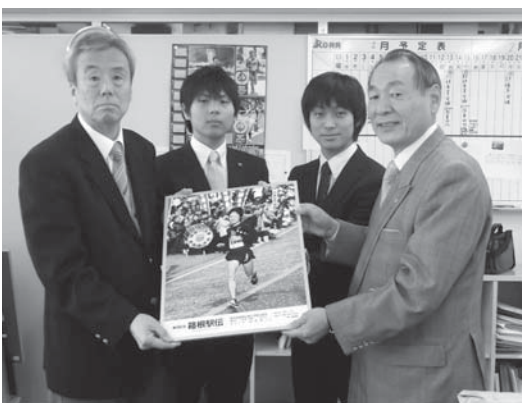
4月1日(日)から、高額な外来診療を受けたとき、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証、被保険者証などを提示すれば、ひと月の医療機関の窓口での支払いが一定の金額にとどめられます。

対象・事前手続きなど	事前の手続きなど	病院や薬局などの窓口で提示するもの
○70歳未満の方 ○70歳以上の非課税世帯などの方	加入する健康保険組合などに、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請をしてください。	・保険証 ・限度額適用認定証 または 限度額適用・標準負担額減額認定証
○70歳以上75歳未満で課税世帯などの方	必要ありません。	・保険証 ・高齢受給者証
○75歳以上で課税世帯などの方	必要ありません。	・後期高齢者医療被保険者証

仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額を支払ってもらい、後から高額療養費として返金していましたが、4月1日からは、医療機関の窓口で限度額適用認定証などを提示すれば、限度額を超える分を支払う必要がなくなります。
なお、限度額適用認定証などは、加入する医療保険者に事前に申請し、交付を受ける必要があります。ただし、すでに限度額適用認定証を持っている方は、現在持っている認定証が外来診療分にも適用されます。
照会先 保険年金課 ☎85-9564



箱根駅伝写真パネル贈呈



1月2日・3日に行われた第88回箱根駅伝で、5区・6区を力走した19大学と、関東学連選抜の計40人の選手の写真パネルの贈呈式が、2月10日、東京・関東学生陸上競技連盟事務所で行われ、町長から関東学生陸上競技連盟に手渡されました。

このパネルは、箱根を走った良き思い出になるようにと、第61回大会から毎年贈呈しているもので、選手の皆さんには大変喜ばれています。

まずは相談! 木造住宅 無料耐震相談会

神奈川県建築士事務所協会と西支部の協力による、木造住宅の無料耐震相談会を開催します。建築士が、建築確認通知書や平面図により、簡易的な耐震診断を行います。
自宅が地震に対してどれくらい安全か、この機会を利用し確認してください。
日時 3月13日(火)10時~12時
※相談時間は50分程度です。
場所 社会教育センター2階会議室

対象の住宅 住民自ら所有し、かつ居住する木造住宅で、次の要件に該当するもの
○昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の専用住宅または併用住宅(併用住宅は1/2以上が住宅の用途のもの)
○枠組壁工法(ツーバイフォー工法)またはプレハブ工法でないもの
持ち物 建築年または建物の概要が分かるもの(建築確認通知書、建物平面図や間取図、内観や外観の写真など)
定員 6人(先着順)
申込方法 電話で申し込んでください。
照会・申込先 都市整備課 ☎85-9566

4月から 県西地域の 県の窓口が 変わります!

県西地域(小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町)の一体的な地域づくりを推進し、防災力を強化します。
●**県西地域県政総合センター**
地域県政総合センターは、足柄上と西湘のセンターを再編し、「県西地域県政総合センター」として、県小田原合同庁舎に設置します。
所在地 小田原市荻窪350-1
電話番号 0465-32-8000(内線2111)
※次の業務は県足柄上合同庁舎(開成町吉田島2489-2)で行います。
☎0465-83-5111
・森林管理、治山、林道、水源林整備
・足柄上地域の防災・防犯と県民相談、県政情報の提供
・足柄上地域の農政に関する巡回相談(予約は県小田原合同庁舎にて電話で受け付け)
照会先 西湘地域県政総合センター総務課 ☎0465-32-8000(内線2111)

●**県西土木事務所・県西土木事務所小田原土木センター**
土木事務所は、小田原と松田の事務所を再編し、「県西土木事務所」と「県西土木事務所小田原土木センター」になります。
○**県西土木事務所**
所在地 開成町吉田島2489-2 県足柄上合同庁舎
電話番号 0465-83-1111
※松田土木事務所から県足柄上合同庁舎への移転です。
○**県西土木事務所小田原土木センター**
所在地 小田原市東町5-2-58
電話番号 0465-34-1414
照会先 小田原土木事務所管理課 ☎0465-34-1414(内線210)

子ども手当の申請を忘れずに

平成23年10月に、子ども手当の制度が変更されました。これまで子ども手当を受け取っていた方も含め、全ての方に申請の必要があります。
まだ申請をしていない方は、3月30日(金)までに申請してください。
なお、期限までに申請を行わなかった場合、10月分からの手当を受け取ることができなくなりますので、注意してください。
照会先 子育て支援課 ☎85-9595



“がん検診”は 済んでいますか

医療機関で受診できるがん検診の期間は、毎年6月から3月末までです。平成23年度の検診は、3月末で終了となりますので、まだ済んでいない方は、健康管理の一つとして、早めに受診しましょう。

対象となる検診 肺がん、大腸がん、前立腺がん、子宮がん、乳がん
※対象年齢、自己負担金、取扱医療機関などは、保健だよりを参照してください。
※受診を希望する方は、受診券(ピンク色)が必要です。
照会先 さくら館 ☎85-0800